資料３

市子ども･子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について

■子ども・子育て支援法　第６１条第２項

①　教育・保育提供区域ごとの教育・保育の**量の見込み**並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

②　教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の**量の見込み**並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

３　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

（二）市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の**量の見込み**を推計し、具体的な目標設定を行うこと。

1　量の見込みの算出について

下記事業については、全国共通で、市町村子ども･子育て支援事業計画で定める「教育･保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

（1）全国共通で「量の見込み」を算出する項目

No.	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1～2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	 3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー･サポート･センター事業）	0～5歳 1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳 1～6年生

（２）家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ　A	ひとり親家庭
タイプ　B	フルタイム　×　フルタイム
タイプ　C	フルタイム　×　パートタイム （就労時間：月120時間以上＋下限時間から120時間の一部）
タイプ　C’	フルタイム　×　パートタイム （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプ　D	専業主婦（夫）
タイプ　E	パートタイム　×　パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプ　E’	パートタイム　×　パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプ　F	無業　×　無業

（３）家庭類型と関連する事業の分類

タイプ	父母の有無と就労状況	事業分類
タイプ　C’ タイプ　D タイプ　E’ タイプ　F	フルタイム　×　パートタイム 専業主婦（夫） パートタイム　×　パートタイム 無業　×　無業	１　教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦家庭、就労時間短時間＞
タイプ　A タイプ　B タイプ　C タイプ　E	ひとり親家庭 フルタイム　×　フルタイム フルタイム　×　パートタイム パートタイム　×　パートタイム	２　保育認定② （認定こども園及び保育所） ３　保育認定③ （認定こども園及び保育所+地域型保育）
※ ただし現在幼稚園利用		２　保育認定①（幼稚園） （共働き家庭幼稚園利用のみ）

【タイプＣとタイプＣ’、タイプＥとタイプＥ’の区分方法（３～５歳児）】

①　問18（平日定期的に利用している教育･保育事業）で「１．幼稚園」を選択した者のうち、問19（平日定期的に利用したい教育･保育事業）で「３．認可保育所」「５．認定こども園」のいずれも選択していない者

→　タイプＣ’またはタイプＥ’

②　①以外

→　タイプＣ、またはタイプＥ

（３）父母の就労状況と家庭類型の関係

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">母親
父親</td><td rowspan="2">1. フルタイム就労
2. 育休･介護休業中</td><td colspan="3">3. パートタイム就労
4. 育休･介護休業中</td><td rowspan="2">5. 現在は就労していない
6. 就労したことがない</td></tr>
<tr><td>120時間以上</td><td>120時間未満
下限時間以上</td><td>下限時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">1. フルタイム就労
2. 育休･介護休業中</td><td>タイプＢ</td><td>タイプＣ</td><td colspan="2">タイプＣ’</td><td rowspan="4">タイプＤ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3. パートタイム就労
4. 育休･介護休業中</td><td>120時間以上</td><td>タイプＣ</td><td>タイプＥ</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>120時間未満
下限時間以上</td><td rowspan="2">タイプＣ’</td><td rowspan="2" colspan="3">タイプＥ’</td></tr>
<tr><td>下限時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">5. 現在は就労していない
6. 就労したことがない</td><td colspan="5">タイプＤ</td><td>タイプＦ</td></tr>
</table>

※ ひとり親家庭のタイプＡと ［　　］内のタイプＢ、Ｃ、Ｅが保育認定

２　教育･保育の「量の見込み」の算出方法について

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

※「家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」

（１）１号認定（認定こども園及び幼稚園）

① 対象家庭類型　　＝ Ｃ’ ＋ Ｄ ＋ Ｅ’ ＋Ｆ

② 対象年齢　　＝ ３歳以上

（２）２号認定（幼稚園利用希望が強いと想定）

① 対象家庭類型　　＝ Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃ ＋ Ｅ

② 対象年齢　　＝ ３歳以上

（３）２号認定（認定こども園及び保育所）

① 対象家庭類型　　＝ Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃ ＋ Ｅ

② 対象年齢　　＝ ３歳以上

■量の見込みの算出プロセス（１～２号認定）

＜家庭類型別児童数の算出＞

	a：推計児童数（人）		b：潜在家族類型（割合）		c：家族類型別児童数
タイプＡ　ひとり親		×		＝	
タイプＢ　フルタイム × フルタイム		×		＝	
タイプＣ　フルタイム × パートタイム		×		＝	
タイプＣ’フルタイム × パートタイム		×		＝	
タイプＤ　専業主婦（夫）		×		＝	
タイプＥ　パート × パート		×		＝	
タイプＥ’パート × パート		×		＝	
タイプＦ　無業 × 無業		×		＝	

＜ニーズ量の算出＞

	c：家族類型別児童数		d：利用意向率（割合）		e：ニーズ量（人）
タイプ		×		＝	
タイプ　該当する対象家庭類型		×		＝	
タイプ		×		＝	
タイプ		×		＝	

（４）３号認定（認定こども園及び保育所 ＋ 地域型保育）

① 対象家庭類型　　＝ Ａ ＋ Ｂ ＋ Ｃ ＋ Ｅ

② 対象年齢　　＝ ０歳、１・２歳の区分で算出

■量の見込みの算出プロセス（３号認定）

＜家庭類型別児童数の算出＞

	a：推計児童数（人）		b：潜在家族類型（割合）		c：家族類型別児童数
タイプＡ　ひとり親		×		＝	
タイプＢ　フルタイム × フルタイム		×		＝	
タイプＣ　フルタイム × パートタイム		×		＝	
タイプＥ　パート × パート		×		＝	

＜ニーズ量の算出＞

	c：家族類型別児童数		d：利用意向率（割合）		e：ニーズ量（人）
タイプＡ　ひとり親		×		＝	
タイプＢ　フルタイム × フルタイム		×		＝	
タイプＣ　フルタイム × パートタイム		×		＝	
タイプＥ　パート × パート		×		＝	